

合併を経て

シリーズ町立図書館のあゆみ・中

平成16年、合併によって西伯

町立図書館は、南部町立図書館
本館となり、旧会見町のあいみ
公民館図書室が南部町立図書館
あいみ分室となつて、新たなス
タートを切りました。本館とあ
いみ分室で本が行き来するよう
になり、より多くの本をご利用
いただけるようになりました。

また同年、西伯病院と連携し
て、入院しておられる患者の方
に、町立図書館の本を貸出する
サービスを始めました。

平成18年8月には、「生き方
を学ぶ情報源」として、闘病
記文庫を設置し、病と闘う人や、
そばにいて看病にあたつた人の
手記などが手に取りやすくなり

ました。

さらに平成19年2月には、鳥
取大学医学部附属図書館と「図
書館協定」を結び、町立図書館
からは一般書を定期的に医学図
書館に貸出したり、医学部の教
授が町立図書館で健康に関する
講演会を開くなど連携に取り組
んでいます。

昨年4月には、町内の各学校
と図書館システムがネットワー
クでつながり、学校での調べ学
習などの際に、町立図書館の本
が利用しやすくなるなど、子ど
もたちが本に触れ合う機会がま
すます増えたのではないかと感
じています。
(3回シリーズ 次号に続く)

新たに利用者登録を
される方へ

図書館の利用者登録の際(利用者カード作成の際)に本人確認が必要になりました。ご協力をお願いします。

本人確認に
必要な書類

- 運転免許証
- 健康保険証
- 学生証(中学生・高校生・大学生・専門学校生など)
- 住所が確認できる郵便物



おめでとう 20周年! ~暮らしによりそう図書館へ~

リレーコラム「わたしと図書館」

第2回

町立図書館と私

野口房雄さん(谷川)

図書館との付き合いは、思い出すと小学校5・6年の時、旧天津小学校舎2階の一番奥まった廊下の一部が図書館で、そこで本を借りたのが最初だった。学生、社会人になり、

住んだ町では、町で好きな本を借りて読んでいた。30代の後半に転勤で実家に帰り、それから南部町立図書館に通うようになった。特に読書量が増えたのが、退職し再就職してからで、職場が読書できる環境のため、年間読書冊数は200冊から300冊になる。そのうち6割から7割は

歴史小説で、特に好きな作家は、池波正太郎・司馬遼太郎・火坂雅志・新田次郎・津本陽・松本清張・藤沢周平、などである。各作家は、登場人物たちが数百年の時を経て、目の前で話しているかのように、イキイキと書いている。まるで映画のスクリーンを見ているかのような気にさせてくれる。私は文章にワクワクし、引き込まれ、時間を忘れてその人になりきっている。そんな文章が書ける作家たちが好きだ。

南部町立図書館は、館員の手づくりで四季折々飾り付けてある。小さいけれど、フレンドリーな図書館だ。私にとって図書館は至福の場所であり、時間である。

私にDNAが似たのか、小学4年生の孫は私以上に歴史、読書好きであり、昨年1年間に約300冊、学校図書室から借りてきたそうだ。しばしばびっくりさせられることがある。昨年東京都に行き、新撰組の近藤勇・土方歳三が住み、芹沢鴨を殺害した壬生村の前川邸を見学した際のことである。ガイドの方が見学者に、「この紋は誰の紋ですか?」と質問されたところ、孫が「越前の朝倉氏の紋です」と答えたのである。

前川氏は朝倉の名前を隠し、名前を変え紋だけ残したのであった。(朝倉氏は織田氏との戦いに敗れている)

今年の夏休みは、孫と2人で関ヶ原・桶狭間・犬山城など、今から行く計画を立てている。その為にはせつせと図書館に通い、勉強しなければと思っている昨今である。

今年も夏休みは、孫と2人で関ヶ原・桶狭間・犬山城など、今から行く計画を立てている。その為にはせつせと図書館に通い、勉強しなければと思っている昨今である。

税務課からのお知らせ

年金所得に係る住民税の納税方法が変わります

公的年金を受給される65歳以上のみなさんの、納税の利便性の向上を図るため、公的年金に係る個人住民税を、年金からあらかじめ引き落としする「特別徴収制度」が、平成21年10月支給分から始まります。

今まで：納付書や口座振替で納めていただく方法（【普通徴収】といいます。）



新制度：公的年金が支給される際に、社会保険庁などの年金保険者が引き落としとして、市町村に直接納める方法（【特別徴収】といいます。）

※ この制度変更は、納税方法だけを変更するものです。

※ 年間の税額計算方法は今までと同じで、新たな負担が発生するものではありません。

特別徴収の対象となる方

「4月1日現在65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る、個人住民税の納税義務のあるかた」が対象となります。

※ 以下のような場合には、特別徴収の対象にならないことがあります。

- ① 公的年金などに係る所得について、税額が生じない場合
- ② 1月1日以降に別の市町村に転出された場合
- ③ 介護保険料が公的年金から特別徴収（引き落とし）されていない場合
- ④ 特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満の場合
- ⑤ 特別徴収される個人住民税額が公的年金から引ききれない場合

◎65歳未満の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方の年金所得に係る個人住民税については、平成20年度の地方税法の改正により他の所得と合算できなくなったため、普通徴収になります。

特別徴収の対象金額

公的年金などに係る所得に対する所得割額と均等割額が特別徴収の対象になります。

※ 他の所得（事業所得、不動産所得など）に対する所得割額は、普通徴収となります。給与所得に対する所得割額を給与からの特別徴収で納付している方は、従来どおり給与からの引き去り（給与特別徴収）になります。

特別徴収の対象となる年金

国民年金保険法に基づく老齢基礎年金（老齢または退職を事由とする老齢等年金給付）などが対象です。

※非課税所得である障害年金・遺族年金から差し引かれることはありません。

特別徴収の開始時期

平成21年10月以降に支払われる公的年金から引き落とします。

該当となるみなさんには、6月中旬に普通徴収の通知書でお知らせします。

お問い合わせ先 税務課 TEL 66-4802